

保倉川放水路環境調査検討委員会運営方針(案)

1. 保倉川放水路環境調査検討委員会の公開について

保倉川放水路環境調査検討委員会(以下「委員会」という)については、原則的に公開するものとする。但し、動植物保護の観点等により配慮が必要な事項については、公開の範囲を委員会において決定するものとする。

■保倉川放水路環境調査検討委員会における公開の考え方

【事前案内について】

委員会の開催は、報道関係者に記者クラブを通じて事前案内する。また、一般の方には高田河川国道事務所ウェブサイト等を活用して事前案内する。

【公開について】

- 1) 委員会は原則として公開とする。
- 2) 貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものは非公開とし、その決定は委員会が行う。なお、非公開により委員会を運営するときは、報道関係者及び一般傍聴者に退席してもらい実施する。

【公開に対する対応について】

- 1) 委員会の公開は委員会の傍聴を認めることにより行い、以下に定めることにより実施する。
なお、傍聴の対象者は報道関係者及び一般傍聴者とする。
 - ① 会場の都合により事前に人数制限を告知する。
 - ② 傍聴にあたっては、委員会の運営を速やかに行うため、委員長の指示に従うこととする。
- 2) 議事に入ってから、撮影、録音をしてはならない。
(ただし、委員長が許可した場合は、この限りではない。)
- 3) 委員会の資料は、貴重種の存在状況等を示す資料など、公開することが適切でないものを除き、報道関係者及び一般傍聴者に配布するとともに、高田河川国道事務所ウェブサイトにて公開する。
- 4) 委員会での発言は委員と事務局(オブザーバー含む)のみとする。委員会の席上では、報道機関、一般傍聴者からの意見、質問等は受け付けない。
- 5) 委員長は、委員会の進行を妨げたり、会場の秩序を乱す行為を行った傍聴人に対しては、退場を命じることができるとともに、事務局に必要な措置を行うよう命じることができる。
- 6) 議事要旨は各委員に確認した上で、高田河川国道事務所ウェブサイト等で公開する。

2. 事務局に寄せられた意見の取扱について

環境検討に関する意見は委員会に報告する。